

**【注意事項】**

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

**長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【飯島町】**

(令和5年8月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		建設水道課調査計画係	0265-86-3111	
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み	○		教育委員会子ども室	0265-86-3111	
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)	○		住民税務課税務係	0265-86-3111	
保育所・学童保育所への送迎		○	教育委員会子ども室	0265-86-3111	
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	住民税務課税務係	0265-86-3111	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たす必要があります。
要介護認定の代理申請		○	健康福祉課高齢者福祉係	0265-86-3111	